

基安安発 0223 第 1 号

平成 28 年 2 月 23 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

(契 印 省 略)

「あんぜんプロジェクト」の期限の廃止（参加規約の改正）について

標記について、企業等における安全活動の促進を目的として、平成 23 年 7 月から「あんぜんプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を開始し、参加企業等の安全活動の状況等を専用サイトにて公開しているところである。

プロジェクトの期限については、平成 28 年 3 月 31 日までとしていたところであるが、今後も引き続き、プロジェクトを通じた企業等の安全活動の促進を図ることを目的として、今般、別添 1 のとおりプロジェクトの参加規約を改正し、今後は期限を設けずに実施していくこととしたので、引き続き事業場への集団指導等の機会を捉えて参加企業等募集の周知をお願いしたい。

なお、プロジェクトの参加企業等に対しては、別添 2 のとおり通知しているので了知されたい。

【参考】

「あんぜんプロジェクト」ホームページ

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

「あんぜんプロジェクト」参加規約

2011年6月30日制定

2011年11月1日一部改定

2014年2月28日一部改定

2016年2月23日一部改定

1.趣旨

働く人の安全を確保することは事業者の責務であり、企業において最優先に取り組んでいただきたいことです。安全への取組は働く人の安全と健康を守るだけでなく、生産性の向上が期待されるとともに、企業内の士気を高め、そこで働く人同士の信頼感の向上につながることを期待されます。このような労働環境であれば、働く人も働きがいを持って業務をこなし、個々の能力を向上させることもできます。また、ご家族も安心して働く人を会社に送り出せます。安全への取組は、いわば、企業の礎です。

このように、良い製品やサービスを消費者に提供することとそこで働く人の安全への取組は切り離せないものであり、消費者の皆様にとっても、両者はともに企業のマネジメントのレベルを示すものとして重要な指標であると考えています。

「あんぜんプロジェクト」に参加する企業は、このような理念のもと、労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組むものとしします。

2.参加資格

- (1) 働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる事業場・企業または企業グループ（以下、「事業場等」といいます。）であること。
- (2) 以下ア、イのいずれかを満たすこと

ア. 事業場等での安全活動の状況、労働災害の発生状況等（以下、「安全情報」といいます。）をホームページで公開していること（企業の CSR 報告書の一部でもかまいません。）。

イ. ホームページを開設していない又はホームページで安全情報を公開していない事業場等にあつては、申請書（様式第 2 号）を提出し、承認を得ていること。

プロジェクトメンバーは、窓口に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも参加を取りやめることができます。

78.参加資格の取消

窓口は、あんぜんプロジェクトメンバーが次のいずれかに該当する場合、参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 「あんぜんプロジェクト」の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) 窓口による是正要請に従わない場合
- (4) その他、「あんぜんプロジェクト」の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

89.規約の改訂

本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

本規約は、平成 23 年 7 月 1 日から施行します。

平成 23 年 11 月 1 日付けで「2. 参加資格」、「3. 参加申請」の一部を改正しました。

平成 26 年 2 月 28 日付けで「5. 活動期間」の一部を改正しました。

平成 28 年 2 月 23 日付けで「5. 活動期間」を削り、「6. 是正要請」以降を繰り上げました。

基安安発 0223 第 2 号
平成 28 年 2 月 23 日

「あんぜんプロジェクト」
参加企業 各位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

「あんぜんプロジェクト」の期限の廃止（参加規約の改正）について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「あんぜんプロジェクト」の活動期間についてはこれまで平成 28 年 3 月 31 日を期限としていましたが、今般、参加規約を改正し、今後は期限を設けずに活動していくこととしました。

つきましては、引き続き「あんぜんプロジェクト」に御参加いただくとともに、適宜掲載情報を更新していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、引き続き参加いただく場合、新たに手続きをとっていただく必要はありません。掲載情報の更新につきましては、参加手続き申請等窓口に御連絡ください。

参加手続き申請等窓口（平成 27 年度）

電話：03-5962-3138

メール：contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com